

○珠洲焼購入費補助金交付要綱

平成21年5月1日

告示第34号

(目的)

第1条 この要綱は、珠洲焼を購入する者に対し、購入費の一部を補助することにより、珠洲焼の普及と販路拡大を促進し、もって珠洲焼の産業化を図ることを目的とする。

(補助金交付の対象者)

第2条 補助金交付の対象者は、本市に事業所を有する旅館業又は飲食業を営む者(以下「事業者等」という。)で、当該事業の用に供するため別表に掲げる珠洲焼を購入するものとする。

(補助金の額等)

第3条 補助金の額は、購入費用の2分の1の額又は50,000円の額のいずれか低い額とする。ただし、当該補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の交付は、1事業者につき年度内1回限りとする。

(補助金の申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする事業者等は、珠洲焼購入費補助金交付申請書(様式第1号)により市長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することに決定したときは、珠洲焼購入費補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

(実績の報告等)

第6条 補助金交付の決定通知を受けた事業者等は、珠洲焼購入実績報告書(様式第3号)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第7条 市長は、前条に規定する報告書の提出があったときは、内容を調査し、適正と認め

たときは、交付すべき補助金の額を確定し、珠洲焼購入費補助金交付確定通知書（様式第4号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第8条 補助金の額の確定通知を受けた補助事業者等は、珠洲焼購入費補助金請求書（様式第5号）により市長に補助金を請求するものとする。

（補助金の返還）

第9条 市長は、購入した珠洲焼を事業の用に供していないとき又は虚偽の申請その他不正の手段により補助金の交付を受けたときは、事業者等に当該補助金の全部又は一部を返還させることができる。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成24年告示第2号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（平成27年告示第43号）

この告示は、公表の日から施行する。

別表

珠洲焼の種類	補助金交付の対象となる数量
湯飲み	10個以上
飯椀又は丼	10個以上
急須又は銚子	3個以上
猪口	10個以上
コーヒーカップ	5セット以上
ビールジョッキ又はマグカップ等	10個以上
料理用盛りつけ皿等	5枚以上
その他食器類	市長が別に定める。